

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第2回ふじみ野市文化財保護審議会			
開催日時	令和7年11月19日（水） 開会時刻 午前10時00分 閉会時刻 午前12時00分			
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎 A501・502会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	松尾鉄城	委員	水口由紀子
	会長職務代理	佐藤啓子		
	委員	久津間文隆	社会教育課長	木村裕之
	委員	酒井智晴	社会教育課副課長	鍋島直久
	委員	鈴木 清	文化財保護係長	岡崎裕子
	委員	田中裕子	資料館長	井上樹朗
	委員	坪田幹男	資料館学芸係長	田中桃子
	委員	原口雅樹	資料館専任主査	高崎直成
	委員	三上栄一	資料館主任	加藤弘之
会議の議題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 文化財保存活用地域計画について（素案について）</p> <p>(2) 新博物館について</p> <p>(3) 福岡河岸記念館主屋2階雨戸戸袋の修繕及び石垣について</p> <p>(4) 旧大井村役場におけるシロアリ被害の対応について</p> <p>2 その他</p>			
会議の公開又は非公開の別	公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	1人			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	教育部社会教育課			
議事確定	確定年月日	令和8年1月9日		
	記名押印 又は署名	役職名 会長 松尾 鉄城		

発言者	発言の要旨
木村課長	<p>定刻となったので「ふじみ野市文化財保護審議会」を開催する。</p> <p>会議の傍聴は1名。</p> <p>「ふじみ野市会議等の公開に関する指針」に基づき、傍聴を了承いただきたい。</p> <p>本日、欠席の委員はない。鈴木委員が遅れて参加となる。</p> <p>この後の議事進行は松尾会長にお願いします。</p>
松尾会長	<p>「ふじみ野市文化財保護審議会に関する規則」第9条の規定により、委員の出席が過半数であるので、審議会の成立を認める。</p> <p>ただいまから、令和7年度第2回ふじみ野市文化財保護審議会を開催する。</p> <p>審議事項として、お囃子の団体等が申請する文化財保存事業補助金を予定していたが、これらについての事業及び金額等の変更はなしということで、審議事項はなしとする。報告事項を中心に進めたい。</p> <p>報告事項は4件であるが、順番を入れ替えたい。(3) 福岡河岸記念館に関する修理の関係と、(4) 旧大井村役場のシロアリの関係の報告を先に行い、その後、時間がかかると予想される(1)・(2)を報告ということで進めさせていただきたい。</p> <p>それでは報告事項(3)から進める。福岡河岸記念館主屋2階雨戸戸袋の修繕及び石垣について、事務局の方から説明を願う。</p>
事務局 (岡崎)	<p>報告事項の前に、配布資料について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『ふじみ野市文化財クロニクル2025』は、「やさしい日本語でめぐるまちさんぽツアー」という令和4年度から行っている事業の、ガイド養成のために2022年に作成したものを、現状に合うように修正し本年度発行したものである。 ・御墳印と御墳印帳のチラシ。御墳印と御墳印帳はふじみ野市誕生20周年事業として作成し、社会教育課の窓口と上福岡歴史民俗資料館、福岡河岸記念館、旧大井村役場で販売している。御墳印の作成は埼玉県内9市町や、埼玉県外の自治体でも行われ、販売されている。 ・令和6年度『社会教育のまとめ』と、第3期ふじみ野市

井上館長	<p>教育振興基本計画の冊子。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入間地区社会教育協議会令和6年度広報誌「さわらび」。 ・『ふじみ野市史』は経営戦略室で作成したもので、内容については、ふじみ野市誕生後のできごとが主である。 <p>なお、『社会教育のまとめ』及び『ふじみ野市史』は、ウェブの公開をしているため、冊子の必要はないという方は、必要なものを持ち帰っていただくようお願いする。</p> <p>配布資料の説明は以上。</p> <p>資料3について、福岡河岸記念館主屋2階雨戸戸袋修繕及び石垣の説明。</p> <p>資料3-1について、前回の会議でも報告した主屋2階の雨戸戸袋及び離れ1階廊下について、包括管理事業者の方で修繕をする予定。</p> <p>資料3-2について説明。河岸記念館の石垣が、今年度から開始した定期調査の結果、8月30日に実施した2回目の調査の後に、業者の方から石垣の石を一つ外して、石と内部にあるコンクリート擁壁との接着状況を確認し、対応を検討することを勧められたので、来月から作業を実施する予定。</p> <p>調査の結果、石の破片などが落下して駐車場の車両を傷つける等の恐れがある場合、未然に防止するために石垣を覆うネットを設置する等の対策を実施する可能性がある。</p> <p>資料4について説明。旧大井村役場におけるシロアリ被害の対応について、前回の会議で報告した際、鈴木委員から助言いただいた通気口の設置について、8月4日に工事を実施し、10月1日に薬剤を散布した。その後シロアリは発生していないため、引き続き適正な管理に努める。</p> <p>報告は以上。</p>
松尾会長	<p>配布資料の確認と、報告事項3と4について併せて説明があった。報告事項3・4がメインであるが、意見等あれば発言願う。</p> <p>建築に関わることで、鈴木委員から気になることやご意見はあるか。</p>
鈴木委員	<p>資料3-2の石垣は、だいぶ劣化している状態の石が見られたので、いくつか取り替えることになると思われる。以前の修理時の記録がないので、やはりこういう時の為にも、しっかり修理報告記録を残さないといけない。</p>

<p>松尾会長</p>	<p>主屋の部分の図面と写真もあるが、鈴木委員からあったとおり、石垣やそういった所の修理記録をしっかりとしておいたほうがよいという話があった。今までいろいろ他県でも、地震による石垣の倒壊があった。熊本県や静岡県であった。その修復に当たって、記録が有るか無いかによって随分違うと思う。その辺を参考に事務局も把握してもらいたい。</p> <p>その他よろしいか。</p> <p>それでは報告事項（１）。「文化財保存活用地域計画」については、これまで文化財保護審議会でも議題に出ていた。これについての項目等の変更があるようだが、説明願う。</p>
<p>事務局 （鍋島）</p>	<p>資料１について説明。</p> <p>前回の文化財保護審議会でも章立ての案ということで説明したが、前回の章立て案を内部で検討したところ、少し修正を加えた方が良い所があり、修正を加えた所と前回説明していなかった部分を含めて説明する。</p> <p>前回から大きく変わった所は、第３章「ふじみ野市の歴史文化の特徴とふじみ野市文化財資料収集基準」という項目がある。前回の審議会で提案した案は入っていない。</p> <p>第１・２章で、ふじみ野市や文化財の概要は説明しているが、ふじみ野市の歴史文化の相対的な説明が入っていなかったなので、新たに第３章で「歴史文化の特徴」を加えた。</p> <p>「歴史文化の特徴」として、平成３０・３１年にふじみ野市の資料収集基準というのを文化財保護審議会で作成した。資料を今後集めていくための１１の基準を、ふじみ野市の歴史文化の特徴として捉えここに説明を加える。</p> <p>資料収集基準について、前回の案では第４章の、これまでの調査という所に入れていたが、第３章の方で取り上げる。</p> <p>次に大きく変わった所は、第８章の「関連文化財群・文化財保存活用区域」である。</p> <p>前回の案では、１「関連文化財群・文化財保存活用区域に関する事項」、（１）「設定する関連文化財群のエリア」、というのが主な構成になっている。①で「川の道を取り巻く歴史と文化財群」というタイトルをつけたが、「新河岸川舟運、福岡河岸周辺の旧江戸屋を中心とする文化財群」というタイトルにする。今後整備を予定している旧江戸屋の整備計画や保存活用については、詳しく説明したいと考え変更している。②③では「陸の道」、「武蔵野の風景と歴史文化財群」という</p>

	<p>ところは、大きく変える予定はない。</p> <p>1の区域に関する事項に関連して、第2項と第3項でそれぞれの保存活用に関する課題、方針、保存活用に関する措置で、旧江戸屋関係の保存整備・活用に関する課題方針を、この第2項と第3項の中でも詳しく取り上げていきたいと考えている。特に第3項の活用に関する措置の所では、旧江戸屋の今後の整備計画、保存活用の方針をこの中で具体的に計画を示したい。</p> <p>もう一つ前回の案にはなかったが、第9章「文化財の保存・活用の推進体制」がある。他市町の地域計画を見ると、部局、関係機関、外部の方、文化財の所有者、観光協会、商工会等と連携を図りながら、保存活用を推進していく体制の説明をするところになっているが、報告の4でもお話しする博物館のことを、この推進体制に加えたい。</p> <p>他市町の文化庁の認定を取っている地域計画を見ると、文化財群や地域に関して、市民や市役所などが総がかりで取り組んでいくという内容が出てくるが、博物館や資料館の関わりの記述が少ないように思う。来年度開館する博物館も含めて、「文化財の保存・活用の推進体制」の中に、博物館も含めて今後どういうふうに取り組んでいくか検討する。博物館の関わりをどこかに入れたいが、この体制の所でいいのか文化財保護審議委員会のご意見をいただきたい。</p> <p>今回の章立て案については、文化財保護審議委員の皆様にはデータ等で配布したが、文化庁が出している地域計画のオーソドックスな作り方の章立てに概ね沿ったものである。</p> <p>文化庁の資料をご覧でない方は、紙を配布してお伝えしたいと考えている。地域計画の前回の素案と今回の素案の違いについては以上。</p>
松尾会長	<p>ふじみ野市文化財保存活用地域計画の章立てについて、変更、加える部分、特に第3章、第8章、第9章の三つに重点を置いた事務局からの説明があった。</p> <p>これらについて委員の皆様から質問、意見、その他あれば願います。</p>
三上委員	<p>全体の流れで考えればこれでよい。前回、資料館運営協議会では、「川のみち」ということになったと思う。川に道があるのはおかしいということであったが、今の説明では「川の道」とするのか。</p>

資料館 (田中)	資料館運営協議会では、川の道を漢字ではなく、ひらがなにすることで、単なる「道」や「路」の意味ではないということである。
三上委員	了承。
松尾会長	「道」という言葉も、道路の「路」と書いて読ませるのもある。ポエム的な表現で、ここは地域住民の皆さんに親しまれるということをお願いしたい。
鈴木委員	旧江戸屋の創建年代が確定していない。明治初期と言われている。主屋の南側に土蔵が残っていて調査をしたところ、幕末から明治初期と思われる特徴がみられた。基本計画では、土蔵を壊すようなことを書いてあったようだが、とんでもないことで絶対に壊してはいけない。大規模な商家というのは、屋敷構えと言うか、屋敷の配置に特徴がある。それは商品を土蔵に入れやすいように、屋敷の真ん中に通路を造ってその両側に建物を配置するという造りがある。旧江戸屋もそういう造りになっている。これから旧江戸屋の整備に当たって、その辺、他の事例も参考にし、江戸時代の造りの商家なので、それを大事に整備して欲しい。
松尾会長	今の件は非常に重要な点で、第8章3に関わることか。
鈴木委員	そのとおりである。
松尾会長	関連文化財群、文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置。事務局からも、旧江戸屋の整備計画活用についてあった。その中で、鈴木委員から、江戸時代の後期というか、その造りの特徴が非常に現れている。そういう意味で壊すこと前提ではなく、そういうことの確認ではないかと思うが、事務局からそれに関して説明はあるか。
事務局 (鍋島)	鈴木委員がおっしゃっていたのは、主屋と新河岸川の間にある穀蔵のことか。
鈴木委員	穀蔵の事である。

事務局 (鍋島)	<p>穀蔵については時代的にも古いものであり、貴重なものであるということで、取り壊すというような計画はなくなっている。ただし、周辺の開発との関係で穀蔵と新河岸川の間にある道路を拡幅して2 m後退するという話になっている。その関係で穀蔵についても曳家なりで、主屋の方あるいは築山、庭園の方に少し移動するかの検討が必要になってくる。</p>
鈴木委員	<p>了承。ふじみ野市の中では、明治期の遺構がいくつか残っているが、江戸時代の雰囲気が残っているのは旧江戸屋の建物だけだと思う。非常にそういう点では貴重なので、ぜひそういった点を念頭に、改修、整備をしていただきたい。</p> <p>明治中期になると、だんだん洋風文化も入ってきて少し様子が違ってくるが、旧江戸屋は江戸時代特有の大きな商家の造りが残っているので、それを大事に改修、保存して行って欲しい。</p>
松尾会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>事務局の方から、道路が2 m拡張しなければならない時期が来る。その際に蔵を移築、もしくは曳家という言葉があるが、そういう時に調査する価値がある。</p> <p>その辺も、事務局でも計画的に位置付け、移築時の対応について早め早めで対応して欲しい。鈴木委員の今の言葉をベースにして、早めの調査をしていただきたい。ぜひその辺をお願いしたい。特色として江戸時代の特有のものは旧江戸屋の建物しか残っている所はない。それは、建築学的にいろいろな事がはっきり判明したとして、それをいかに市民にわかりやすく伝えて、活用するかという面をあわせて計画することが大事。</p> <p>第8章の保存活用という4つの言葉は非常に重い言葉だと思う。保存のみでなく、活用を考えた形で整備計画等のことを含めて、確認ということで事務局の方もよろしいか。</p> <p>鈴木委員の他に意見はあるか。</p>
佐藤職務代理	<p>どのように位置付けられるか分からないが、古文書に関して、例えば既に整理されている大井宿の本陣文書等も大変古い時期に整理している。ボロボロの茶封筒に入っているという状況もあり、やはり保存というところからいくと、封筒を替えていくとかの問題がある。</p> <p>大井宿は、今に伝わる建造物とかがないので、古文書を活</p>

	<p>用して大井宿というものを、市民にもっと知ってもらえるような何か企画等も大いに開催したら良い。</p> <p>古文書類も、第7章「文化財の保存・活用に関する措置」の市の指定文化財の修理ではないかもしれないが、もう一度見直して、保存をしっかりとしていくことも考えてもらいたい。</p> <p>上福岡地域の古文書は、封筒を替えているかもしれない。ただ、大井地域の古文書類は、あまりやっていないのではないか。本陣文書等は複写本があるため、それを見ることができた。原本は本陣に今まであったが、保存というものをもう1回見直す必要がある。</p> <p>どこにどう位置づけられるかわからないが、何かの計画の中に入っているとよい。</p>
松尾会長	<p>古文書の関係が出た。これまでもいろいろ話題が出ているが、近年古文書が虫に食われるといった被害が報道され、課題としてある。以前も文化財保護審議会でも話題に出たが、燻蒸の薬品の問題がある。古文書の保存という点での具体的なビジョン、サポート、それに伴う予算的裏付けというのも出てくるが、事務局の方でご配慮いただきたい。</p> <p>この点について他の委員から何かいいアイデアや他地域のことも含めてあればお願いしたい。</p>
佐藤職務代理	<p>近代文書についてはどうか。</p>
酒井委員	<p>気になったのは、文書や文献の言葉尻の問題かもしれないが、やはり何かどこかで盛り込んで欲しいというのが一つある。第3章の所で、「文化財の資料収集基準」という形で特徴をあげて収集していくということは書いてあるが、特徴的にそれでよいが、もう少し広げて、例えば文献や古文書類もそうであるが、関連の諸団体の資料とか、市役所にある行政文書等も定期的に収集できるような方針等も、盛り込んだらよいと思う。他市町の資料を見たが、川越市文化財保存活用地域計画に書いてあった。</p>
佐藤職務代理	<p>川越市文化財保存活用地域計画の中で、近代文書の中で、補助金とかを使って整理等を行っている。近代文書等はどうかになっているか。</p>

酒井委員	川越市文化財保存活用地域計画の中に行政文書の保存について触れているのを参考して欲しい。保存も重要だが、これから必要と思われる文献史料の収集も、地域計画に盛り込んでいただきたい。
佐藤職務代理	保存ということでは、先ほど封筒を中性紙に替えて欲しいとかそういう思いがずっとあるので、何かよい案があると良い。
酒井委員	上福岡地域の史料は中性紙封筒に替えている。
佐藤職務代理	大井地域の史料は、今まで個人のお宅にあったという経緯もあり、そのままになっていて、寄贈されてからもそのままになっているのが気になっている。
松尾会長	文書の封筒というのは、最近何か特別なものか。
佐藤職務代理	中性紙の封筒に入れているが、昔に整理したもので、普通の封筒に収納していて、結構ボロボロで破けている所もある。箱は中性紙の箱に入っていたかもしれない。
原口委員	<p>中性紙ダンボールには替えているが100%ではない。また、従来の酸性紙のダンボールのものもあり、佐藤委員のご指摘のとおり。</p> <p>全般を把握している訳ではないので正確なことは言えないが、昨年亡くなった資料館学芸員が、大井地域についても少しずつ中性紙封筒に差し替えていたようである。ただ、上福岡地域分ほどは多分進んでいないが、それは進めていかなければならない。虫損とかに関しては、確認している段階ではない。酸性紙の問題としては、なるべく速やかに進めて行く必要がある。</p> <p>次の課題になると思うが、博物館等の保存環境がちゃんとしていないと台無しになるので、そちらも視野に入れた保存を考える必要がある。</p>
佐藤職務代理	個人文書もたくさんあるので、宿場関係の活用という部分で、何かできるとよい。古文書を使って、何かそういう企画があれば、せっかく寄贈されているので、そういうことも考えていけたらよい。

<p>松尾会長</p>	<p>古文書に関するハード面での保存という部分で、中性紙のものが、全体でどのくらいあるのか把握し、それに伴って、ダンボール及び封筒がどのくらい必要になるのか。事務局としては予算措置が関わってくると思う。</p> <p>あわせて、今後活用をどのようにしていくか。博物館の話が出たが、展示の時にどんな手法をとるかで環境の問題もある。また展示そのものではなく、図録を作る時にどうするかとか。そういう意味で、長期ビジョン、中期ビジョンで計画していくことが大事であると、各委員さんの話から感じた。</p>
<p>事務局 (鍋島) 松尾会長</p>	<p>今お聞きしたご意見、課題を盛り込んでいく。</p> <p>第3章の中に収集、保存、活用とあり、それが含まれるといいながらも、そこを特化して、文章にしておくということで、ご配慮いただきたい。</p>
<p>原口委員</p>	<p>第3章、第7章、第8章に関係することで、この文言が入っていることは大変大事だと思う。特に第3章の資料収集基準、第7章1の「文化財の調査に関する措置（把握・評価）」ということ。それにリンクすることで、第9章1項に関わってふじみ野市立博物館を中心とする、文化財の保存活用。従来の上福岡歴史民俗資料館、大井郷土資料館の資料収集は、基本的な方針としては、佐藤委員からもあった、近世以降の文書と有形民俗文化財かと思う。現在、資料もそういうものが大半を占めている。今後、文化財の土台のところ、博物館のことだけということではないが、来年、リニューアルして開館する博物館で、例えばそういう基準は、完全に無関係なものではない。その時にどのように収集基準を作っておくかということになる。要するに、ふじみ野市内だけの収集か、あるいはエリアを広げていくか、時代はどうかというようなことが一つある。</p> <p>従来資料館での資料収集は、基本的に寄贈又は寄託の方法がとられているが、今後、博物館のような大きなスケールアップした施設になると、購入して収集、あるいは購入しないと収集できない資料が当然出てくる。闇雲に何でも収集すればよいというものではなく、基準というものを事前に決めておく必要が当然出てくる。そのために第7章1項「文化財の調査に関する措置（把握・評価）」ということになる。この</p>

把握するということと、それに対する評価。極端な言い方をすると、税金を使って購入するとなれば、それがどの位の値段であれば、適正な価値価格として、購入してよいかを判断できるものを、常時じゃなくても構わないが、随時または場合によって、指針にできるようなものを作っておかないと、何か出てきた時にすぐに対応ができない。

そのため、そういうセクションを考慮していくのが必要。それを含めて、今後これが活用して行けるような、システムを作っていく事が大事。来年度に開館、活動していく博物館の資料の収集方針にも反映されていくことになるので、その辺を配慮して欲しい。また、博物館が開館すると、寄贈したいという声も出てくるのが予想される。その時、収集の基準とか、寄贈を受けるのかお断りするか。今後の収集、収蔵スペースや他のことも問題になってくると思う。関連してそれをお断りできる根拠とか、購入基準、収集基準などのリンクさせた基準をあらかじめ設けておく必要がある。今後、当然起こりうる事なので、今からでも考えておかないと、オープン後では、間に合わないと考える。地域計画の中で具体的に書いておくか、あるいは書かなくても何かそういうことは準備しておいた方が良いでしょう。

松尾会長

原口委員から、第7章1項の把握・評価ということに関して、1点目に挙げられたことは、ふじみ野市だけでなくエリアを広げるかということが一つ。交流による収集、交流ということはお話を伺いながら、ふじみ野市の場合、三芳町、富士見市とのいわゆる二市一町、入間東部地区文化財保護連絡協議会がある。そういう中で現実を考えた時、それぞれが持っている各市町の特色を出しながら、収集の仕方に特色を持たせる等が考えられる。改正博物館法、文化財保護法の改正によって、地域連携という言葉が使われている。そういうことを考えると、原口委員のふじみ野市だけでなくエリアを広げるかという時に、ふじみ野市だけで考えるのではなく、地域の行政が一体となって考えていく。それによって、収蔵スペースの問題もいろいろなアイデアが出てくるかもしれない。

展示等の時に、お互いそれを助け合うというシステムができる。登録博物館問題で、これから後半の問題が出ると思う。登録博物館に登録するかどうか、そのメリット、デメリットがある。そういう時のメリットという点ではあるという

三上委員	<p>感じはするが、他の市町との関係を含めて、事務局、各委員さんも考えていただきたい。</p> <p>今の話は有形文化財や無形文化財等であるが、古老の話だとか昔の話、そういうものも同じように残して行く必要があると思う。聞き語りとか言い語り、その真偽をどこかで考えていく必要があると、原口委員の話を聞いていて感じた。また、下新河岸の船問屋、伊勢安（伊勢屋）について、上福岡歴史民俗資料館でも関心を持って調査していたと聞いている。</p>
松尾会長	<p>その辺について、博物館法の改正や何年か前に全国600館ほどの博物館のアンケート調査の中で、学芸員の充実、特に教育普及に関する学芸員充実等も話題になっていた。極めてそれが少なく20数%しかない。</p> <p>教育普及に関する意識の点で、皆さんからご意見をいただきたい。</p>
田中委員	<p>全体的なことだが、今回の文化財保存活用地域計画について、文化庁の指導は受けずに作成し進めるということではどうか。</p> <p>来年度に向けてこれを策定した暁には、この計画書は作成する予定か。</p> <p>序章4にある、「本計画にある文化財（文化資源）」と書いているが、計画の中で指定になっているものと、未指定を含めて、地域で守って行きたいということだと思うので、指定になっていないものについては、指定がまだできていないものもあるし、今まで指定しにくかった、例えば昔話とか方言とか、そういうものもまとめていくということだと思う。この文化資源という言葉は、白岡市の文化財保存活用地域計画で言うところの白岡遺産に該当するものか。</p> <p>文化庁の認定は受けない、報告書作成、文化資源とその考え方について、3点を確認したい。</p>
事務局 (鍋島)	<p>今回は文化庁の認定は受けない。</p> <p>当初、担当としては文化庁の認定を受けたいと考えていたが、認定を受けるメリット、デメリットの中で、ふじみ野市の場合には、例えば国指定史跡や重要文化財等がないことも含め、認定を受けないこととなった。</p>

田中委員	<p>序章４の関係で文化財の定義というのは、県内の他の自治体の地域計画の考え方を参考にしているが、有形、無形の各種文化財等の説明という意味で考えている。</p> <p>伝承とかも入れた方が良くと思う。明確に入れないと決まっているのであれば、それはそれで良いが。</p>
事務局 (鍋島)	<p>現段階では、白岡市の地域計画のような所までは考えていない。冊子については、文化庁の方針でいくと300部印刷作製となるが、本市の場合、文化庁の認定は受けないので、フレキシブルにできると思っている。前回の文化財保護審議会で、久津間委員からもご意見をいただいた。印刷部数と配布方法については、文化財保護審議会のご意見を伺いながら進めて行きたい。本市では、埋蔵文化財発掘調査報告書は、紙が150部、DVDを150枚作成し、各市町、大学等によって希望の配布方法をとっている。</p>
田中委員	<p>第3章の表題、資料収集の間違いかと思う。</p>
事務局 (鍋島) 松尾会長	<p>資料収集に訂正する。</p> <p>序章の所で文化資源という言葉も出たが、博物館に関連してくることで、文化芸術基本法のことを念頭にあっての言葉かと思う。</p> <p>文化庁の認定を受けないということで、前回の文化財保護審議会でもあったが、二市一町の中で三芳町、富士見市は文化財保存活用地域計画に取り組んでいない。また計画もないと、年度当初の時点でそれぞれの市町の方からお話を伺った。それぞれ特色があって、ふじみ野市なりということになってくると思う。市民にとってプラスになることが一番だと思うので、よくご確認いただきたい。10年計画なので、途中当然見直しが必要であり、作成してそのままではないと思う。その点も含め、本審議会等で意見をいただきたい。</p> <p>前回、印刷の件も久津間委員から、無駄な費用を使う必要はないのではという意見があった。第9章にある関係機関、行政等いろいろあるが、文化関係団体には配布するのか、それともお知らせしてメール等のやり方、ホームページでの閲覧にするのか等も含めて、配布計画をきちんとして早めに決めておいた方が良い。</p>

<p>久津間委員</p>	<p>他市ではそうした方法で、全く関係団体にも配らない所があると聞いている。</p> <p>松尾会長からも、学芸員の方々の教育普及への意識の高さ等についてあった。ただ、ふじみ野市については、文化財展示室を各学校現場に設置や、小学校と資料館との連携等をしている。</p> <p>そういう意味で第5章に次世代への継承、第6章で担い手の減少ということで、方針としては担い手の育成となっている。例えばボランティアの方々は、多くが一線を退いた方がいろいろな所でボランティア活動をしている。それも、もちろん重要だが、小中学生が文化財に関わり、すごく高い意識を持った子供達が、新しくできる博物館で、土日に来館者に解説や説明をするという活動がある。いろいろな博物館に行くと、椅子に座ってただ監視しているだけの方が各部屋にいるのをよく見かける。そうではなく、今の子供達は、例えば広島の平和公園で外国の方に英語で説明しているニュースを見たりすると、きっかけがあれば積極的に関わってくれるのではと思う。文化財調査、保存活用の担い手の育成という部分で、学校教育との連携、子供達にどのように文化財に興味を持って関わってもらえるかが大切である。</p> <p>松尾会長が以前、福岡小学校に勤務していた時、子供達の文化財サークルがあり、その子供達が今60歳を超えている。その子供達の中で埼玉県立福岡高校に進んだ生徒達と、今でも付き合いがあり、彼らには市内の文化財に関わる気持ちを持っている。市報に御墳印状と御墳印帳が紹介された時に、早速、資料館で購入したと連絡をもらったこともある。その年代の児童、生徒達にどうアプローチし、意識を持ってもらうか。その辺のところを盛り込んでいただきたい。</p>
<p>松尾会長</p>	<p>この点は、最も重要視される部分と思う。先ほど申し上げた中で、全国の博物館協会の関係600館でアンケートを取った結果、専門職員の課題という中で、専任解説員不在の館が80%あった。管理する人はいるが、解説や説明については、していないということだろうと思う。最近、愛媛県松山市にある正岡子規の博物館を訪ねたが、ボランティアと職員が一体となつての解説が素晴らしかった。内部の研修をしっかりしている所とそうでない所があり、かなり差がある。その調査時に教育普及活動に関する専門職員の増強が必要との</p>

三上委員	<p>声がかなり出ているという話があった。</p> <p>基本方針と計画はそれでよい。今日の朝日新聞に、「障がい者も深く美術鑑賞したい 学芸員が研修、絵も言葉で伝える工夫」という埼玉県博物館連絡協議会の記事があった。文化財保存活用地域計画作成の中で、障がい者等への配慮というものはあってもよい。計画作成の中で、どのように伝えていくか考えてみる必要がある。</p>
松尾会長	<p>三上委員から新聞記事の情報共有があった。</p>
木村課長	<p>デフリンピックが日本で行われているが、障がい者に対する配慮が今まで十分でなかった部分がある。この地域計画や新博物館の方でも、障がい者も楽しめる、その全てではないが、障がいを持った方にも配慮したデザイン設計を進めている。この地域計画作成について、障がい者に対する配慮のご意見をいただいたので、内容に取り入れるよう進めていく。</p>
坪田委員	<p>地域計画作成の全体的なスケジュールと、文化財保護審議会としての関わり方について、確認の意味で説明願いたい。</p>
事務局 (鍋島)	<p>前回スケジュール等についてお話ししたが、令和7・8年度で、この計画の作成を予定している。</p> <p>今年度については、市民意識調査ということで市民の方に文化財について、アンケート調査を考えている。アンケート対象は、文化財保存活用地域計画の中で特に地域を絞り、その地域に関わりのある小中学生、例えば小学校5年生等を考えている。他に、その地域周辺の住民や体験学習への参加者を考えている。市では様々な計画作成にともなってアンケート調査を実施しているので、それらも参考に進める。</p> <p>今年度はこの2つの他に、文化財ワークショップの実施と素案作成を進めたい。</p> <p>文化財保護審議会委員の関わり方については、この後、素案の内容、事務局で作成した物について、前回の文化財保護審議会でも各分野に分けさせていただいたことをもとに進めていく。古文書関係や、考古関係など各分野で素案の確認、ご意見をいただき進めて行きたい。計画の内容が固まった後、シンポジウム的なものの開催を考えている。</p> <p>全体の流れ、各年度計画はこのように考えている。</p>

坪田委員	<p>了承。事務局としては大変な事業である。</p>
松尾会長	<p>大変な計画である。スケジュール、ワークショップの件、文化財保護審議会の関わり方は、専門分野ごとにとという話もあり、具体的なものを次回示していただいた方がよい。</p> <p>先ほど第9章で、事務局から博物館の関わりということで、文化財の保存活用推進体制に入れた方がいいと思うというお話があった。例えば2（3）に、「ふじみ野市文化財保護審議会」とあるが、その他に博物館協議会みたいなものが入ってくるのか。こういった計画体制の中に、博物館協議会を作るかどうか、今までは資料館運営協議会があったが、新たなものが設置された場合、第9章について補足する部分が出てくるのではないか。そこもあわせて、考えていただきたい。</p> <p>次の新博物館についての議題に進めたい。事務局から説明をお願いします。</p>
井上館長	<p>資料2について説明。</p> <p>博物館の整備スケジュールは、令和7年7月に開始した建物の外壁及び建物内部の工事は、令和8年3月に終了する予定。工事の検査完了後に、資料の移動、事務室についても机等を設置し、可能な職員から順次移動する予定。駐車場等の外回りの工事は、令和8年8月中の完了を予定。</p> <p>博物館のロゴマークについて、12月中旬に開催予定の社会教育委員会議で決定を予定しており、結果については次回の文化財保護審議会でお知らせする。</p>
資料館 (田中)	<p>上福岡歴史民俗資料館運営協議会で案を作成し、社会教育委員会議で説明している。</p> <p>先ほど松尾会長からもお話があったが、登録博物館として進める。メリットとして補助金関係等があり、来年3月頃に申請予定。</p> <p>運営について、開館日は県内の公立館の状況や近隣施設の利用状況を勘案した結果、月曜休館。ただし祝日の場合は翌日以降に繰り延べ。</p> <p>開館時間は、展示室は午前9時から午後4時30分。ただし学習スペース及び貸室は、夜の8時まで利用可能としたい。展示室は夜間のイベント的なオープンは考えている。</p>

	<p>入場料は無料の予定。研修室、ギャラリースペースについても、展示ケース等の備品については、有料での貸し出しを予定。企画展等を行う場合については、企画展の入場料等については今後検討。</p> <p>敷地の駐車場は、ステラ・ウェストと共用しているため、午後10時まで利用可能。</p> <p>新しく博物館になることによって、ふじみ野市立博物館運営協議会を立ち上げる形になる。構成団体人数の変更が必要になっており、現在7名から10名程度の増員予定。令和8年6月に、現在の資料館運営協議会の委員の任期が終わるので、そのタイミングで博物館運営協議会として立ち上げる予定。任期は2年、新しい博物館という形で構成メンバーを考えている。資料2に近隣の市町の状況と、博物館運営協議会の構成員の参考例を添付した。</p> <p>文化財保護審議会や社会教育委員会議で、意見をいただき、資料館運営協議会で調整していきたい。</p>
松尾会長	<p>事務局の説明について、ご意見はあるか。</p> <p>なければまた後で一括していただくのでも構わない。</p>
三上委員	<p>埼玉県民の日はどうなるか。</p>
資料館 (田中)	<p>県民の日はもちろん開館になる。</p> <p>福岡河岸記念館は無料。</p>
松尾会長	<p>ふじみ野市は、市民の日はあるか。</p>
資料館 (田中)	<p>ふじみ野市民の日はない。埼玉県民の日が月曜日だった場合はどうなるか検討する。</p>
久津間委員	<p>例えば振休で月曜日が休日の場合は開館して火曜日が休館となるか。</p>
資料館 (田中)	<p>月曜日が埼玉県県民の日は開館かと思う。</p>
久津間委員	<p>子供達が休みなので、当然開館ではないか。</p>
木村課長	<p>本件については、文化財保護審議会から開館についての、強い要望とさせていただく。</p>

<p>松尾会長</p>	<p>ふじみ野市民の日のようなものが今後できた場合には、開館することも検討が必要。 資料 2－3 と資料 2－4 について説明をお願いします。</p>
<p>資料館 (田中)</p>	<p>前回の文化財保護審議会で、各委員さんからの個別意見聴取の了承を得ていたので、ご意見をいただいた。ご意見を展示や運営方針に反映できたものと出来なかったものがある。キャプションに反映できたものや、映像や文書収納封筒等について、今後の運営方針に反映できればと思う。 久津間委員から土日の体験学習スペースの利用方法、坪田委員からボランティアの活動について、いただいたご意見をもとに、今後検討を進めていきたい。今回の内容に反映していない部分もある。</p>
<p>(高崎)</p>	<p>資料 2－3、4 博物館の展示について説明。 展示のストーリーで、これまでの説明から変更のあったものについて説明。展示ルートを検討等から、古墳時代以降は一つのプロローグの中の、「ふじみ野のすがた」にまとめ直す。2 / 陸のみち、3 / 川のみちの順に変更。 中項目以降については、添付資料に沿って資料 4 を説明。入口からシアター、1 / ふじみ野のすがた、2 / 陸のみち、3 / 川のみち、4 / ここに暮らす、5 / 未来へ続くみちの順に展示する。 各コーナー、現在ある程度の形がまとまってきた部分と、ふじみ野市立博物館プロローグ映像について説明。 最初のシアター部分で全体のイメージとしてみていただきたい。大人から子供まで楽しめる映像。ふじみ野市の歴史を体感、最終的にはそれがシビックプライドに繋がるものを考えている。シアターの構造は奥行きが 6.4 m の半円のドーム型になる。スクリーンは大体 2.7 m の非常に大きな映像である。 映像内容は文字や言葉での説明よりも、体験体感ということを中心に考えている。映像を見ることによって次の展示への期待感になり、その映像の中で見つけたことについて、これは何という思いを展示室の中で細かく見ていただきたい。導入映像の時間は短いものとし、飽きることなく展開できるものを考えている。ふじみ野市の歴史等の導入の映像だけでなく、展示テーマに関する映像、市民が作成した物や文京学院大学等の学生が作成した地域を紹介する映像、地域の</p>

	<p>ニュース、NHKアーカイブから購入したもの等を考えている。</p>
(加藤)	<p>常設展示室の1／ふじみ野のすがた1－1から1－7について順番に展示内容の説明。</p> <p>1－7中世支配の変遷の展示から2／陸のみち、3／川のみち展示コーナーの内容について説明。</p> <p>現時点の課題として、展示したいものはいろいろある一方、これだけでもかなり資料が多くなり、グラフィックにかけるスペースが限られてしまうということが課題になっているが、今後詰めていく。</p>
(高崎)	<p>4／ここに暮らす展示コーナーの展示内容について説明。</p>
(加藤)	<p>5／未来へ続くみち展示コーナーの展示内容について説明。各展示の説明をしてきたが、レプリカ資料以外は保存の観点からも、時々展示替えを行い、変更していきたい。一つに固定せず、このところは1年間に1回ないし2回程度、展示替えを考えている。このコーナーの壁面については、グラフィックパネルだけではなく、42インチモニターを設けて、昔の上福岡駅とその周辺の古写真をスライドショー的に展示して行きたい。</p>
(高崎)	<p>三福学校の資料展示について説明。残っている部材を使って壁の一部を再現する。上福岡歴史民俗資料館にある模型と、壁の作り方も含めて見て体験していただく。</p>
(加藤)	<p>火工廠の展示については、模型と映像を用いた展示。</p>
(加藤)	<p>戦後の東武東上線と上福岡駅に関する展示について説明。昭和30年代の上福岡駅建て替え後の模型や、駅周辺の再現模型作成、市民と協働で完成させていきたい。</p>
(高崎)	<p>最後にグラフィックの案について説明。会話型で短い文章でわかり易いものを考えている。さいたま市岩槻人形博物館等が参考になる。</p> <p>キャプションに使う言葉について、ご意見があればいただきたい。漢字にルビを振るが、小学校5年生以上で習うものとするか。地名や固有名詞についてはルビを振る。</p> <p>もう一点、西暦の表記の仕方について、1901年（明治34年）という形か、元号を先にして明治34（1901）年とするか、先の事であるがご意見があれば伺いたい。</p> <p>展示に関する説明は以上。</p>
松尾会長	<p>本当にわかりやすく説明していただいた。ご意見があれば伺いたい。</p>

資料館 (田中)	<p>ルビの話があったが、そういう事については、それぞれの今の考え方、基準でよろしいかと思う。お気付の点があれば事務局へ、直接お願いしたい。</p> <p>ご意見等があれば、上福岡歴史民俗資料館か文化財保護係にメールか電話でお願いします。1週間くらいまでにいただければ、反映させやすくなる。変えられる所と変えられない所がある。</p>
久津間委員	<p>表題に関わっていくつか意見があるので、後ほど連絡する。</p>
松尾会長	<p>事務局から説明のように、1週間位までにご連絡をお願いします。</p> <p>ご意見が無ければ、「2 その他」について事務局の方から何かあるか。</p>
井上館長	<p>前回の文化財保護審議会で、令和8年3月まで資料館を開館するとお伝えしたが、資料館移転の影響で、令和8年の3月から休館をさせていただきたいので、訂正をお願いします。上福岡歴史民俗資料館、大井郷土資料館両方である。</p>
松尾会長	<p>先ほど年号の事があったが、学習指導要領でも元号を大事にしようということになっている。そういう意味で、元号そして西暦という並列的な形にさせていただきたい。</p> <p>皆様にご協力いただき無事に議事終了となった。閉会については、職務代理の佐藤委員にお願いします。</p>
佐藤職務代理	<p>大変盛りだくさんな内容である。</p> <p>ただいまをもちまして、令和7年度第2回文化財保護審議会会議を終了する。</p> <p>皆様、ご協力ありがとうございました。</p>